

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 2 年 3 月 26 日 から 令和 12 年 3 月 25 日まで

基発 0326 第 13 号  
令和 2 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

年少者の就業制限の業務の範囲に係る解釈の一部改正について

年少者労働基準規則（昭和 29 年労働省令第 13 号。以下「年少則」という。）第 8 条第 42 号の解釈については、昭和 63 年 3 月 14 日付け基発第 150 号・婦発第 47 号「労働基準法関係解釈例規」（以下「通達」という。）で示してきたところであるが、今般、焼却及び清掃の業務における現代の実態等を踏まえると、特に廃棄物の焼却、収集又は運搬の業務については、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物を投入する作業等、一部に安全又は衛生に有害な場所における業務はあるものの、福祉に有害な場所における業務であるとはいえないため、下記のとおり通達の一部を改正することとしたので、了知されたい。

記

第 62 条関係の年少則第 8 条第 42 号を以下のとおり改める。

< 焼却の業務 >

「焼却の業務」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」をいう。以下同じ。）の焼却、死体火葬等の業務をいう。

< 清掃の業務 >

「清掃の業務」とは、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 2 項に規定する「一般廃棄物」をいう。ただし、同条第 3 項に規定する

「特別管理一般廃棄物」を除く。)以外の廃棄物の収集又は運搬をいう。なお、一般廃棄物の収集又は運搬に係る業務であっても、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物を投入する作業等は含まれるものであること。